

# 地域密着型通所介護 三沢デイサービスセンター 重要事項説明書 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防通所介護相当事業）

## 1 当事業所の概要

### [1] 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名	三沢デイサービスセンター
所在地	青森県三沢市大津二丁目12-374
電話番号	0176-58-5058
FAX番号	0176-58-5066
事業所番号	0290700194
サービスを提供できる地域※	三沢市

※ 三沢市以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

### [2] 当事業所の職員体制

2025年1月1日 現在

職名	資格	常勤	非常勤	合計	業務内容
管理者	介護福祉士、社会福祉主事	兼務1名		1名	職員及び業務の管理
生活相談員	介護福祉士、社会福祉主事	兼務2名		2名	利用者の申込み調整、お客様及び家族の相談援助等の生活指導、介護職員の技術指導
介護職員	介護福祉士	兼務1名	2名	5名	介護業務
	ヘルパー2級		2名		
看護職員	准看護師	兼務2名		2名	看護業務、健康管理
機能訓練	看護職員兼務	兼務2名		2名	機能訓練指導
ケアアシスタント			1名	1名	介護助手、掃除など
運転手	普通・大型免許など		1名	1名	運転業務

営業時間とサービス提供時間	午前8時15分～午後5時15分／午前9時00分～午後4時15分
休業日	毎週日曜日、12月31日～1月3日

## 2 当事業所をご利用対象となる方

介護保険の対象者で、介護認定で要支援と認定を受けている方が対象となります。

## 3 当事業所の通所介護の特徴等

### [1] 運営方針

- ①「エンジョイ・ケア・ライフ」をモットーと掲げ、私たちの介護サービスの基本は楽しみです。そこに喜び、笑い、楽しみがある、暖かいサービスをしっかりした経営理念に基づき、皆様に提供いたします。
- ②地域の誰でもが気兼ねなく集まる事が出来、やすらぎのある、開かれた空間を提供します。又、地域の方々と連携を図りながら高齢者ケアを支援します。
- ③通所サービスの提供について、懇切丁寧に行うことを旨とし、お客様又はその家族に対し、サービス提供方法等について、重要事項説明書、運営規定等を用いて事前にご説明し、同意とご理解を頂きます。

### [2] サービスの提供

- ①ご利用者様の状態や個性を大切にし、心身の状態、趣味や生活スタイル、ご希望に合わせて対応する。
- ②担当ケアマネージャーが作成した在宅サービス計画書又は介護予防サービス計画書に基づき「通所介護計画書」を作成し、一人一人に適したサービスを提供し在宅での日常生活が快適に営む事ができるように支援致します。

### [3] 食事について

当事業では、三沢老人ホームより食事を運搬し食事の提供を行っております。管理栄養士の献立のもとバランスの取れた手作りの食事を提供できることと、お客様の身体状況に合わせた食事サービスを提供致します。

〔4〕入浴について

当事業では、お客様の身体状況に合わせ、階段昇降、回転シャワーチェアなどで安心安全に入浴サービスを提供いたします。特殊入浴装置及び機械入浴装置を利用した入浴も可能となっております。入浴時間は午前中にゆっくりと入浴していただきます。

4 通所介護サービスの主な内容

自宅まで車で送迎	自宅から当事業所の車で送迎致します。車椅子のまま乗る事が出来ます。
健康チェック	入浴前に看護師が体温、血圧等の測定と体調確認を致します。
入浴	身体状況に合わせた入浴サービス(階段昇降や回転シャワーチェア等)を提供いたします。 特殊入浴装置、他にも機械入浴装置で安心安全に入浴することができます。
昼食	栄養士の献立によるバランスの取れた手作りの食事を提供します。
趣味活動	トランプ、将棋、囲碁、カラオケ、手芸製作、園芸などの活動をお手伝いします。
レクレーション アクティビティ	季節の催し、各種のゲーム、体操、などを通じて、楽しみながら心身機能の向上を目指します。
散策	買い物、観光スポット散策、ミニドライブなど外へ出掛けて、 社会交流の機会を作ります。
機能訓練	全身マッサージ機(ウォーターベット)、フットマッサージ機等の使用。残存機能維持の 為の個別機能訓練・日常生活動作訓練の指導を行います。
生活相談 健康相談	生活相談員や職員が介護・生活上の悩み等の相談に応じます。 看護職員が病気や健康上の悩み等、相談に応じます。

5 利用料金について

〔1〕通所介護利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は原則として基本料金の1割、2割、3割です。介護保険負担割合証にてご確認いただけます。料金については三沢市の料金です。他市町村からのご利用のお客様は別紙にてご説明致します。

2025年1月1日付

介護負担割合証による負担割合

1割負担・・・1単位10円 2割負担・・・1単位20円 3割負担・・・1単位30円

①-1日常生活支援総合事業サービス利用料〔サービス提供時間、午前9時00分～午後4時15分〕

(基本部分)

介護度	単位数(月/回)	
通所型独自サービス1	1,798,単位/1ヶ月	
	59単位/1回	
通所型独自サービス2	3,621単位/1ヶ月	
	119単位/1回	
サービス提供体制 強化加算(Ⅲ)	要支援1/事業対象者	要支援2/事業対象者
	24単位/1ヶ月	48単位/1ヶ月
科学的介護推進 体制加算※	40単位/1ヶ月	

※ 準備が整い次第に算定開始となります。

	令和6年5月までは	令和6年6月から
通所介護処遇改善加算(I)	合計単位数に5.9%が加算されます。	処遇改善加算が一本化され 合計単位数に9.0%が 加算されます。
通所介護特定処遇改善加算(II)	合計単位数に1.0%が加算されます。	
ベースアップ等支援加算	合計単位数に1.1%が加算されます。	

## ②実費料金

昼食費・1回当たり	実費	520円
-----------	----	------

## ③その他の費用

レクリエーション 作品制作費	制作活動材料費	相当費用実費負担
	クラブ活動費	相当費用実費負担
	レクリエーション費用	個人負担が必要と思われるもの実費負担
	散策等に掛かる費用	相当費用実費負担

※ 他、日常生活において通常必要となるものに掛かる費用であって、お客様にご負担して頂くことが適当と認められる費用については、実費負担となります。

## ④交通費について

通常の事業の実施地域以外からお客様の要請があった場時は、指定通所介護を行う場合に要する交通費は次の通りとなります。

その場合は、通常のサービス提供事業所を超えてから片道15キロメートル未満 600円  
通常のサービス提供事業所を超えてから片道15キロメートル以上 1,000円

## ⑤料金の支払方法

お支払い方法は、口座自動引落となっております。引落日は毎月27日となっております。

(引き落日が土曜日、日曜日、祝日となる場合は翌営業日となります。)

毎月15日までに前月分の請求書を郵送いたします。領収書発行については、引落が確認できましたら翌月の請求書と一緒に発行致します。(基本的に領収書の再発行は致しません。)

## 6 サービス利用方法

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は事前に介護支援専門員とご相談ください。

### [2]サービスの終了

- ①お客様のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する一週間前までに申し出下さい。
- ②当事業所のやむを得ない事由でサービスを終了する場合は、1ヶ月前迄に文書で通知致します。
- ③自動終了
  - ・お客様が介護保険施設に入所された場合。
  - ・お客様の要介護認定が非該当〔自立〕と認定された場合。
  - ・お客様がお亡くなりになった場合。

### ④その他

- ・当該事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様及びご家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合、当事業所が破産した場合お客様は即座にサービスを終了できます。
- ・お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも係らず、7日以内に支払わない場合、又はお客様やご家族などが、当事業所や当事業所の職員に対して、本契約を継続し難い程の背信行為を行った場合は、文書で通知する事により、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。  
尚、ご利用者及びご家族等が、事業所や事業所の職員に対して禁止行為(下記)を繰り返す等、正常な業務継続することが困難な行為を行った場合にもサービスを終了させて頂く場合がございます。

## 禁止行為の例

- ・事業所の職員対して行う暴言、暴力、誹謗中傷、嫌がらせなどの迷惑行為
  - ・パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為
  - ・サービス期間中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載する事、など
- ・非常に強い勢力での台風接近や災害級の大雪が予測されるような気象警報発令時には、お客様及び職員の安全に配慮し、3事業所の所長及び法人で協議し営業続行または中止を決定しご本人様もしくはご家族様、介護支援専門員等へご連絡致します。サービス利用中の場合は気象情報を見て送迎を実行、原則として気象状況が好転するまでは事業所内で待機と致します。

## 7 連帯保証人

連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額50万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務について、ご負担いただく場合があります。

連帯保証人からの請求があった場合には、本会及び事業所は、連帯保証人の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

## 8 身元引受人

ご利用者は、契約時にご利用者の残置物や利用料金等の滞納があった場合に備えて一切の残置物の引き取り及び債務の保証人として身元引受人を定めて頂きます。

- ・当施設は、「身元引受人」に連絡のうえ、残置物等を引き取って頂きます。
- ・また、引渡しにかかる費用については、身元引受人にご負担頂きます。

## 9 サービスに関する苦情

①当事業所の提供したサービスに対して、不満や苦情がある場合には、どんなささいな事でも構いませんので、次の窓口又は職員までお申し付けください。

担 当	三沢デイサービスセンター 相談員		
電 話	0176-58-5058	FAX	0176-58-5066
受付時間	原則的に午前9時00分～午後17時00分 (ただし12月31日～1月3日を除く)		

※苦情受付責任者 三沢デイサービスセンター 管理者  
※苦情解決責任者 シニアライフ大津 拠点長

②社会福祉法人 楽晴会 苦情解決第三委員会

所在地	三沢市大町二丁目6番27号
電話	0176-53-3550

③苦情解決第三者委員会の設置

当事業所では、外部苦情解決第三者委員会として、地域ネットワーク型オンブズマン組織「セーフティーネットあおもり」様に委託契約しております。定期的に現場を回り、苦情受付を行いますので、ご活用下さい。

「セーフティーネットあおもり」	所在地	青森市長島2丁目19番11号
	電話番号	017-754-2711

④その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口で苦情を伝えることが出来ます。

三沢市 介護福祉課	所在地	三沢市幸町三丁目11-5
	電話番号	0176-51-8773
青森県国民健康保険団体連合会	所在地	青森県新町二丁目4-1 青森県共同ビル3階
	電話番号	017-723-1336

※その他詳細については、別紙要綱がございますので、そちらをご覧ください。

## 10 緊急時の対応方法

サービスの提供中に状態の変化等があった場合は、事前の打合せにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へご連絡致します。

主治医	病院名			
	電話番号			
緊急時連絡先①	氏名			
	続柄		電話番号	
緊急時連絡先②	氏名			
	続柄		電話番号	

## 11 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、お客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者に連絡するとともに、必要な措置を講じます。又、お客様に対して当事業所の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償致します。なお、当事業所は保険会社と損害賠償保険契約を結んでおります。

※ご注意頂きたい事

来所時の装飾品(腕時計、指輪などの貴金属)等については特に制限は御座いませんが、その管理については原則、お客様ご自身の管理にてお願い致します。  
また、管理について不安等がある場合については、職員までご相談下さい。

## 12 非常災害対策

当事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

## 13 守秘義務

- ①当事業所の従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得たお客様又はそのご家族の情報を漏らしません。また、かつて従事者であったものが、正当な理由なく、その業務上知り得たお客様又はご家族の情報を漏らすことがないよう、従事者でなくなった後においても、これらの情報を保持すべき旨を雇用契約の内容としております。
- ②サービス担当者会議において、お客様及びそのご家族の情報をを用いる場合がございますが、これらの情報についても、それ以外の用途には用いないこと、及び決して外部に漏らさないことを誓約致します。

## 14 虐待防止に関する事項

当事業所では、お客様の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

- ①お客様及びその家族からの苦情処理体制の整備をしています。
- ②虐待を防止するための従業者に対する研修を実施しています。
- ③その虐待防止のために必要な措置を講じます。
- ④サービス提供中に当該事業所従事者または養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われるお客様を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

## 15 身体拘束の禁止

- ①当事業所の従事者はサービス提供にあたって、ご入居者又はその他のご入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご入居者の行動を制限する行為は行わないものとします。
- ②施設内に設置の身体拘束廃止委員会が、ご入居者自身又は他のご入居者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ずご入居者に対して身体拘束等を行う必要があると判断した場合は、施設の「身体拘束廃止に関する指針」に基づき、ご入居者又は身元引受人等に連絡し、身体拘束等を行う理由・方法・時間・期間等を口頭及び文書により説明し同意を得ます。

## 16 当法人の概要

①法人名 社会福祉法人 楽晴会  
法人所在地 青森県三沢市大町二丁目6番地27号  
代表者氏名 理事長 齊藤 淳

年 月 日

通所介護の提供開始に当たり、お客様に対して本書面に基づいて、重説な事項を説明しました。

事業所  
所在地 三沢市大津二丁目12-374  
名称 三沢デイサービスセンター

説明者氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受け、サービスの利用に同意いたします。

〔お客様〕

住所

氏名

〔身元引受人及び連帯保証人〕

住所

氏名

お客様との続柄

お客様は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代筆者  同上  連帯保証人以外の場合(下記記入)

(住所)

(氏名)

(続柄: )